

大井川水系 河川維持管理レポート

令和 6 年 4 月

国土交通省 中部地方整備局
静岡河川事務所

はじめに

”箱根八里は馬でも越すが越すに越されぬ大井川”と唄われ、暴れ川として全国にその名を知られた大井川は、特に下流部扇状地の都市化が進み、多くの工場が進出するなど、堤防の決壊や氾濫等の水害により多大な被害が想定されることから、これら水害を防止又は軽減していくために適切に河川維持管理を行う必要がある。

また、生物の多様な生息・生育・繁殖環境としての河川環境の保全・整備、地域の活力創出や潤いのある生活のための公共空間としての利用に対する要請も高まっていることから、適切な維持管理を行う必要がある。一方、これまで多くの河川管理施設の整備が進められてきたが、これら施設の老朽化等に対し、長寿命化対策や更新による、より効率的な河川管理施設の維持・管理が求められている。

このような背景を踏まえ、「的確かつ効率的な河川維持管理の実現」「状態監視に基づく予防保全への移行」を目指し、維持管理における具体的な内容を定めた「大井川水系河川維持管理計画」を作成した。河川維持管理計画には、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や河川の状態把握の手法、具体的な維持管理対策を定めており、日々の維持管理は本計画に基づき実施している。

河川の管理では、従来より河川の変状の発生と対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等の繰り返しの中で順応的に安全性を確保する。そのため、河川維持管理は、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCAサイクルの体系を構築していくことが重要である。

本レポートは、年間のサイクル型維持管理（図-1 参照）のもと、各年度における維持管理の実績及び河川整備の実施状況を示すとともに、その成果を報告するものであり、今回は令和5年度分の報告となる。

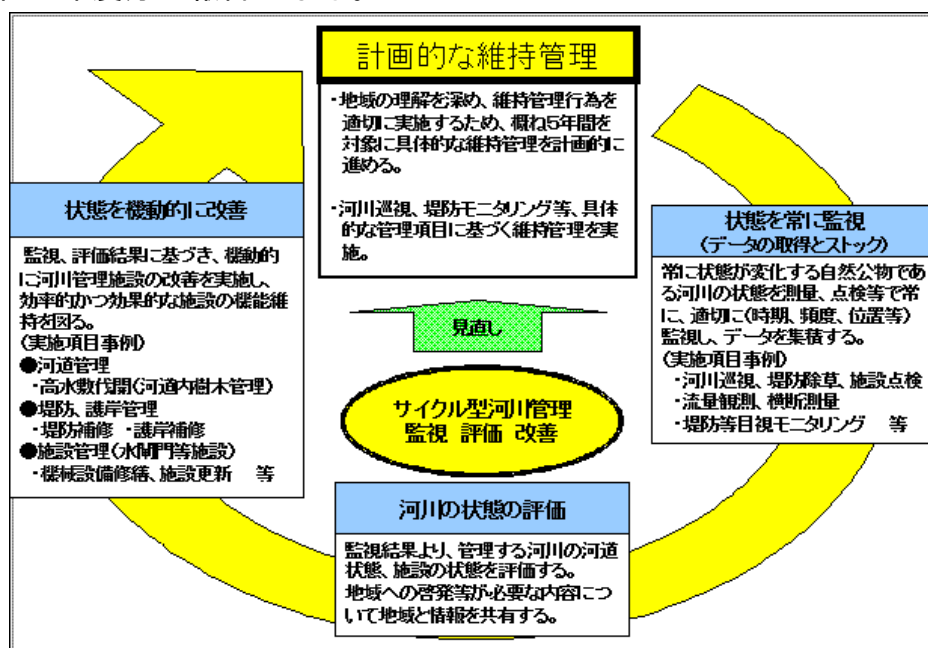


図-1 サイクル型維持管理体系イメージ

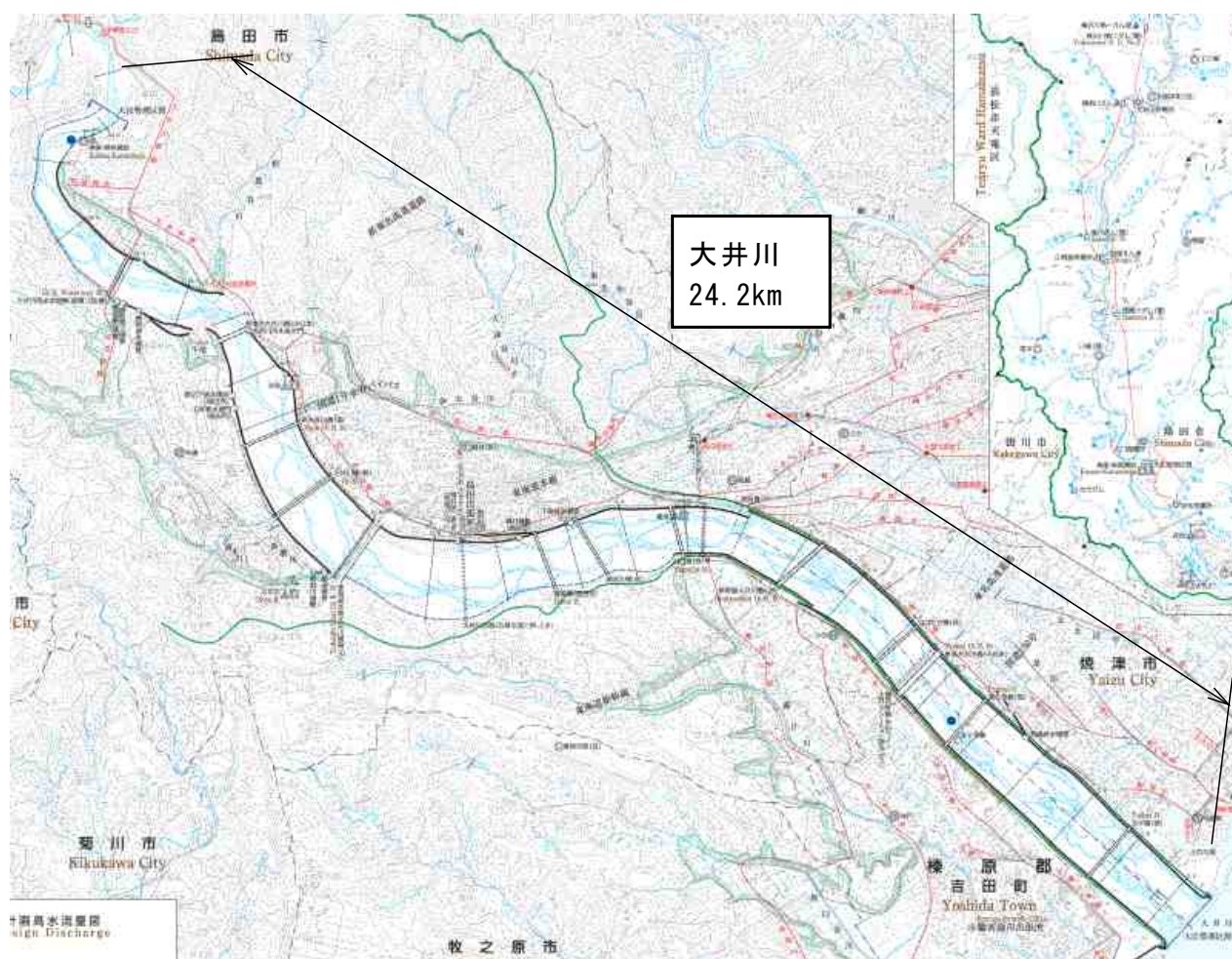
【 目 次 】

1. 管理区間	1
2. 河川維持管理の概要	2
2-1 河川維持管理の目標	2
2-2 河川維持管理における主な実施内容	4
2-3 令和5年度の出水	5
3. 河川維持の取組状況	6
3-1 河川の状態把握	6
3-1-1 基本データの収集	6
3-1-2 堤防点検等のための環境整備	7
3-1-3 河川巡視	8
3-1-4 点検	9
3-2 具体的な維持管理対策	11
3-2-1 河道の維持管理対策	11
3-2-2 施設の維持管理対策	12
3-2-3 河川区域等の維持管理対策	13
3-2-4 河川環境の維持管理対策	15
3-3 地域連携等	16
3-3-1 水防活動等の対策	16
3-3-2 水質保全・事故対策	18
3-3-3 地域や市民との連携の推進	19
4. 河川整備の取組状況	20
4-1 治水対策	20
5. アウトカムレポート	22
5-1 アウトカム指標	22
5-2 アウトカム指標実績	23
6. 個別の課題・目標	32
6-1 課題	32
6-2 目標	34

1. 管理区間

大井川は、静岡県の中部に位置し、その源を静岡県、長野県、山梨県の3県境に位置する間ノ岳（標高3,189m）に発し、静岡県の中央部を南北に貫流しながら寸又川、笹間川等の支川を合わせ、島田市付近から広がる扇状地を抜け、その後駿河湾に注ぐ、幹川流路延長168km、流域面積1,280km²の一級河川であり、直轄管理区間は、本川河口より24.2kmを管理している。

大井川の河床勾配は、上流域の長島ダムを含む山岳地帯で1/50～1/100、大井川ダム下流から扇頂部付近の中流域で1/220、それより下流においても1/250程度と急であり、中流域の様相のまま河口に至っている。



図一 2 大井川水系直轄管理区間

2. 河川維持管理の概要

2-1 河川維持管理の目標

大井川は、全国で最初に直轄工事による高水工事を実施する3河川の1つとして工事が実施され、明治35年をもって一応の完成をみたが、昭和29年の洪水を契機として昭和33年から築堤・護岸や高水敷等の整備を行い洪水被害の軽減を図るとともに河川利用の推進、河川環境の保全を行ってきた。

時間の経過や洪水・地震等の外力、人為的な作用等により、河川に求められている治水・環境等の目的を達成するための機能が低下した場合、これを的確に把握して必要な対策を行うため、『大井川水系河川維持管理計画』では以下のとおり「河川維持管理目標」を設定した。

①洪水・高潮等による災害の防止

1) 河道流下断面の確保

これまでの河川改修等により確保された現況の流下能力を維持することを目標とし、「河道流下断面の維持」及び「堤防の高さ・形状の維持」に努める。



牛尾山開削計画

2) 施設の機能維持

河川巡視にて状態把握を行うほか、時期に応じた点検を行いながら、「河道」、「堤防」、「護岸・根固め・水制等」、「水門・樋管・陸閘等」、「水文・水理観測施設」の機能を適切に確保することを目標とする。



横岡排水樋管

②河川区域等の適正な利用

河川の自然的、社会的特性、河川利用の状況等を勘案し、利用者に河川敷の適正な利用を指導し、また不法占用や不法行為等への対応を行う。



不法行為への対応（警察との連携）

③河川環境の整備と保全

動植物の生息・生育環境の保全、大井川の典型的な種や重要種の保護保全、良好な水質の保全に努めると共に、地域住民に親しまれている特徴的な河川景観の維持を図り、大井川の河川環境の整備と保全を行う。



大井川右岸 0 km 付近ビオトープ

2-2 河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、「大井川水系河川維持管理計画」に基づき、河川巡視や河川管理施設点検等により状態把握を行い、河川維持管理に支障が生じた場合は、その対策を随時実施している。

		
水文観測機器点検	測量	環境調査
		
河川巡視	堤防点検	水門保守・点検

図-3 河川の状況把握実施状況

		
堤防除草	護岸補修	河川管理施設の修繕
		
安全利用点検	安全利用の啓蒙活動	洪水対応演習

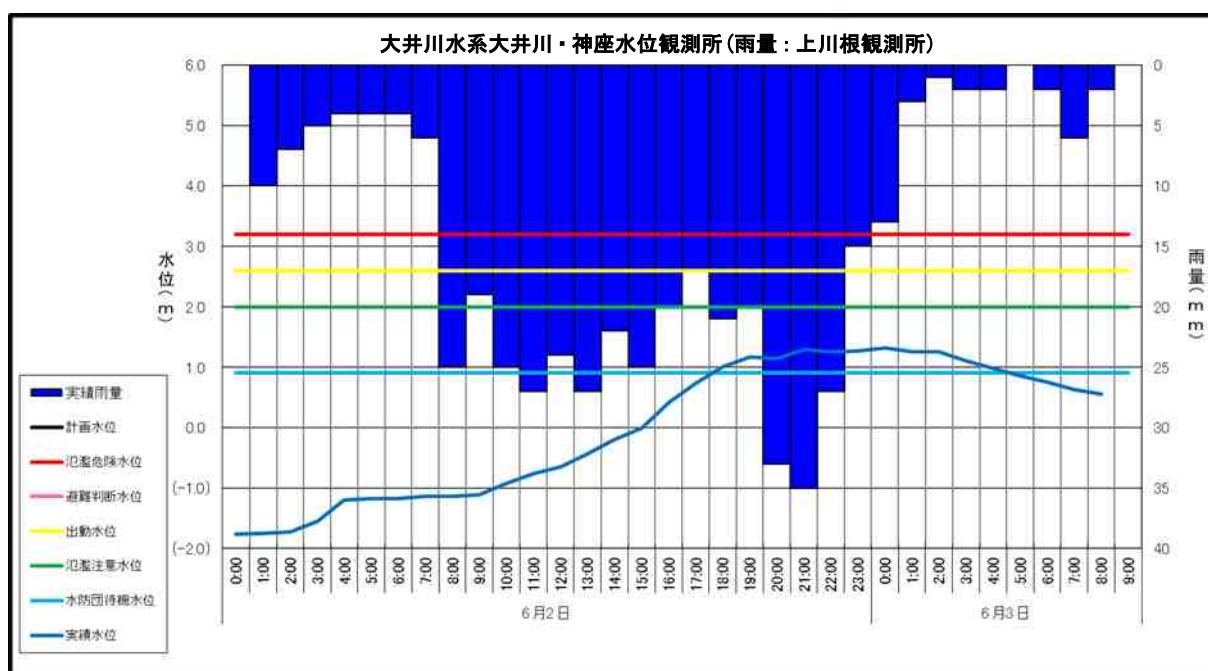
図-4 維持管理対策の実施状況

2-3 令和5年度の出水

静岡県では、6月2日より広い範囲で非常に激しい雨となった。県中部では、2日の午後時点で1時間に50mmを超える雨量を観測した。また、降り始めの6月2日0時から3日午前7時までの総降水量は、大井川塩本雨量観測所（島田市）にて556mmを記録した。

2日夕方の時点では、静岡県内ほぼ全域に土砂災害警戒情報が発表され、また、島田市をはじめ多くの市町では避難指示を発令した。

大井川神座水位観測所では水防団待機水位を超過したが、大井川では特段被害はなかった。



図－5 令和5年6月出水における雨量・水位



図－6 令和5年6月出水状況

3. 河川維持管理の取組状況

3-1 河川の状態把握

3-1-1 基本データの収集

■ 実施の基本的な考え方

河川の状態把握における基本データの収集として、雨量、水位、流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河床材料や河道内樹木等の状態、魚類・鳥類・植生や河川利用の実態を把握している。

■ 取組状況

令和5年度は水文等観測、測量、河道の状態把握調査、河川環境調査、観測施設等の点検を実施した。

表-1 令和5年度における基本データの収集状況

種別	実施項目	実施箇所	頻度	実施方法	備考
水文等観測	雨量観測	5 地点	常時	自記観測他	10 分間隔
	水位観測	4 地点	常時	自記観測他	10 分間隔
	高水流量観測	0 地点	出水時	現地観測	昨年度 高水出水無し
	低水流量観測	5 地点	月 3 回、2 回、1 回	現地観測	
	水質観測	3 地点	月 1 回	現地採水	
	地下水観測	9 地点	常時	自記観測	毎正時
測量	平面測量	管理区間	5 年に 1 回	現地測量	H27 実施
	縦横断測量	管理区間	5 年に 1 回	現地測量	横断測量 R3 実施
河道の状況 把握調査	中州・砂洲の発生箇所、移動状況の継続調査	管理区間	年に 4 回	目視調査	
	河道内樹木調査	管理区間	年に 4 回	現地調査	
	河道特性調査	管理区間	大出水後	現地調査	
	河床材料調査	管理区間	5 年に 1 度	現地調査	R5 実施
河川環境調 査	魚類調査	管理区間	5 年に 1 度	現地調査	H31 実施
	底生動物調査	管理区間	5 年に 1 度	現地調査	H31 実施
	鳥類調査	管理区間	10 年に 1 度	現地調査	H29 実施
	植生調査	管理区間	10 年に 1 度	現地調査	H30 実施
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	管理区間	10 年に 1 度	現地調査	H28 実施
	陸上昆虫类等調査	管理区間	10 年に 1 度	現地調査	R3 実施
	河川空間利用実態調査	管理区間	5 年に 1 度	現地調査	H31 実施
	河川環境基図作成	管理区間	5 年に 1 度	図面作成	R5 実施予定
観測施設等 の保守点検	定期保守点検	水門・水理等観	月 1 回	現地点検	
	総合保守点検	測施設・機器	年 1 回	現地保守点検	

3-1-2 堤防点検等のための環境整備

■ 実施の基本的な考え方

堤防点検、あるいは河川の状態把握のための環境整備として、堤防等の除草を行っている。回数として状態把握に必要な箇所は年2回、その他箇所は年1回としている。

■ 取組状況

刈草の処分は全て搬出処分としている。公共処分場による処分のほか農家に引き取ってもらっている。

表－2 令和5年度の堤防点検等のための環境整備実施状況

実施項目	実施場所	実施時期	除草面積・処分量	備考
除草	管理区間	5～8月	約0.7km ²	台風期前
		10～12月	約0.7km ²	出水期後



図－7 除草実施状況



図－8 集草実施状況

3-1-3 河川巡視

■ 実施の基本的な考え方

河川巡視は、河道、河川管理施設及び許可工作物の状態の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を目的に平常時と出水時（氾濫注意水位を上回る出水時）に実施している。

平常時の河川巡視は、車両巡視を主とする「一般巡視」と、巡視項目別に重点把握する「目的別巡視」、「徒歩巡視」を実施し、河川の異状や変化等を把握しており、これらを発見した場合は、適切な対応を実施している。

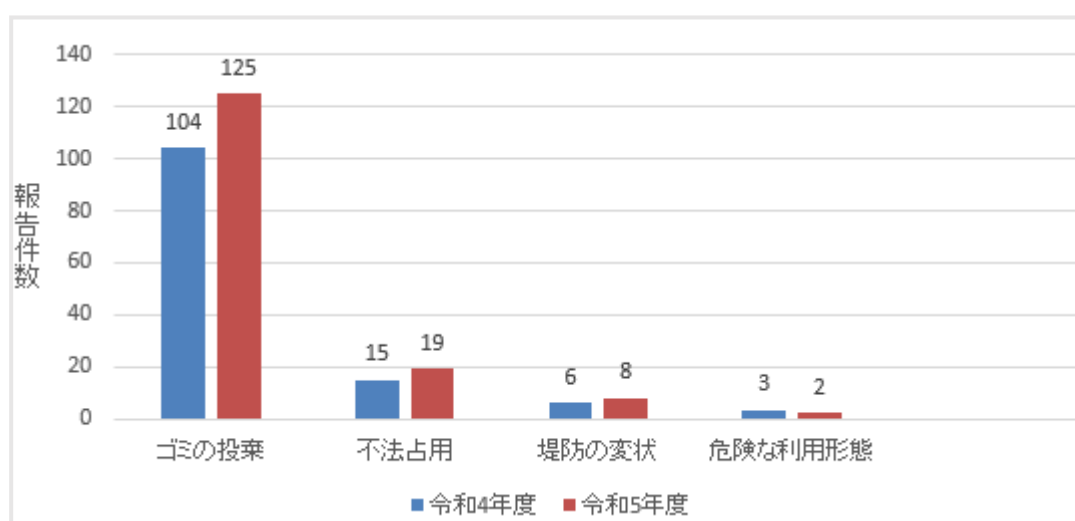
河川巡視は週5回以上実施しており、月1回は夜間巡視を実施している。

■ 取組状況

令和5年度は、平常時は週4日～5日の河川巡視を実施するなか、職員による河川巡視も月1回実施した。平常時の巡視において最も多い報告事項は、ゴミの投棄、次いで、堤防の変状及び危険な利用形態となっている。

表－3 令和5年度における河川巡視の実施状況

実施項目		実施場所	実施頻度	実施体制	実施手段
平常時巡視	一般巡視	管理区間	週3～4回	1班1名	車両
	目的別巡視	管理区間	週1～2回	1班1名	車両＋徒歩
	徒歩巡視	管理区間	年7回	1班2名	徒歩
直営巡視		管理区間	月1～2回	1班2名	車両＋徒歩



図－9 河川の状態把握に関する報告件数

3-1-4 点検

■ 実施の基本的な考え方

出水期前、台風期及び出水中、出水後、一定規模の地震後に、徒歩を中心とした目視により堤防、河道、河川管理施設の点検を行い、場合によっては計測機器等も使用して点検を行う。

親水施設等については、利用者が多くなる前の出水期前及び夏休み前の年2回点検を行う。点検の結果異状を確認した場合は、対策の必要性、優先度を総合的に判断し、適切な維持補修を行う。

また、許可工作物については出水期前に年1回管理者による点検を実施させ、必要に応じて河川管理者との合同点検を実施し、改善指導等を行っている。

■ 取組状況

令和5年度は、堤防等河川管理施設の専門技術者による点検を3回、河川利用者が安全に利用できる施設としての点検を2回、出水期前の河川管理施設点検を1回、その他樋管・陸閘は年回の点検を実施した。

Topic 水難事故防止のため河川利用者への注意喚起活動

平成11年8月、玄倉川で13名の死亡事故、平成16年5月、天竜川で67名が中州に取り残された事故等を受け、平成16年度より各河川毎に「安全な河川敷利用のための協議会」を設立し、水難事故防止対策を協議してきた。

しかし平成18年8月に藁科川において小学生の死亡事故、また平成20年7月には神戸市都賀川の急激な増水により5名の死亡事故が発生したため、さらなる水難事故防止対策が求められ、静岡河川事務所では平成20年度より夏休み期間において河川利用者への注意喚起活動を実施している。



パンフレットを配布しながら河川利用者へ注意喚起

令和5年8月2日・8月4日・8月10日・8月16日・8月25日に、直営巡視を行った。

表－４ 令和５年度の点検状況

実施項目	実施場所	実施時期	点検箇所	確認事象等
堤防等河川管理施設の点検	管理区間	５月２２日 ～６月５日	全堤防、河道、河 管理施設におけ る変状把握	損傷、法肩侵食 不陸、沈下等
出水期前点検	管理施設	４月２６日～２７日	樋管６箇所	水密ゴム塗装劣化
	許可施設	４月６日～ ５月１２日	樋管８箇所 橋梁他１７箇所	塗装剥離 流木による阻害有 り、洗掘あり等
安全利用点検	管理施設	４月３日～２０日	低水護岸４箇所	問題なし
			樋管６箇所	問題なし
			水制根固め３箇所	問題なし
			水位観測所４箇所	問題なし
			その他施設４箇所	損傷あり
機械設備を伴う 河川管理施設の 保守点検	管理施設	４月２６日～２７日	樋管６箇所	塗装劣化
地震後点検	管理施設	－	－	地震実績なし

3-2 具体的な維持管理対策

河川の状態把握によって確認された事象に対する変化を分析し、河道や河川管理施設等の状態を評価のうえ、河川管理に支障があると判断された施設に対しては、補修・更新等の処置を講じた。

3-2-1 河道の維持管理対策

■ 実施の基本的な考え方

目標とする河道流下断面を確保するため、定期的又は出水後に行う縦横断測量及び点検等の結果により、流下能力の変化、施設の安全性に影響を及ぼすような河床変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理に支障がある場合は適切な処置を講じる。

■ 取組状況

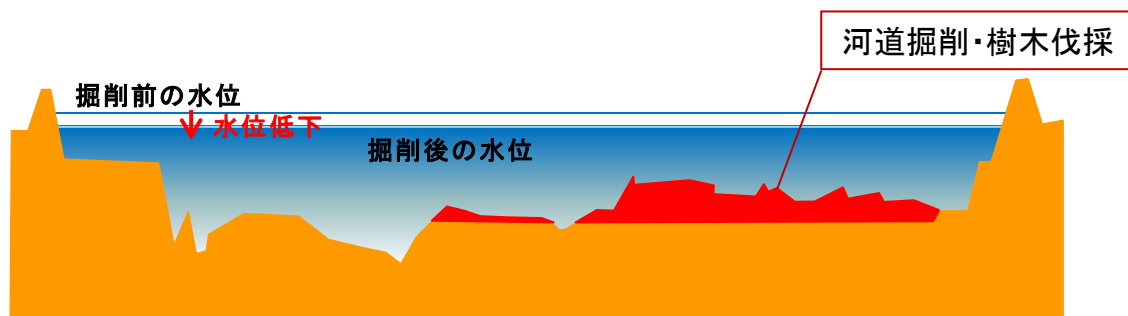
令和5年度は、流下能力が低く洪水による災害の危険性が高い箇所において、安全に流下させる河道掘削や伐採を実施している。



河道掘削施工前



河道掘削施工後



河道掘削イメージ

3-2-2 施設の維持管理対策

■ 実施の基本的な考え方

河川管理施設等の機能を確保するため、堤防・護岸、河川管理施設（水門・樋門、陸閘等）、許可工作物の現状を把握し、河川管理に支障となる場合は適切な処置を講じる。

■ 取組状況

令和５年度は、各施設の点検の結果から緊急性を検討して補修等を実施した。

表－５ 令和５年度の河川管理施設等の補修・更新状況

対策実施施設		対策の必要な事象	箇所数	対策内容
堤防・護岸等	坂路、高水敷、 階段等	段階工	３箇所	階段新設
		水路工	０箇所	水路清掃
水辺の利用施設	低水護岸高水 敷	舗装工	０箇所	舗装修繕
		車止め工	１箇所	修繕
		高水敷工	０箇所	不陸整正
		標識工	１箇所	修繕・撤去
		立木・伐採工	３箇所	撤去
		防止柵工	０箇所	修繕

3-2-3 河川区域等の維持管理対策

■ 実施の基本的な考え方

河川には、河川の流水の利用、河川区域内及び河川保全区域内の土地の利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、河川環境に配慮しつつ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用される必要がある。

そのため、用地境界杭の維持管理や巡視等による不法行為、迷惑行為等の現状把握を行い、支障となる事象が確認された場合は適切に処置を講じる。

■ 取組状況

令和5年度は、河川巡視等により河川区域等における占用地の適正利用、維持管理について、許可条件に基づき適切に行われているか確認し、異なる状況であれば適宜是正のための対策を実施している。

表－6 令和5年度における河川区域等の維持管理対策実績

対策実施施設・箇所		対策の必要な事象	実施した数量	対策内容	対策時期
河川区域内 土地の利用	用地境界杭	河川敷地境界確定 立会	1 件	境界杭設置	随時
不法行為	耕作・利用	不法占用等	25 件	現地状況 確認	通年
	ホームレス	不法工作物	0 名	是正指導	通年
維持工事	塵芥処理	不法投棄	109 件	撤去処分	通年
啓発活動	迷惑行為	安全利用等	2 箇所	注意喚起	通年

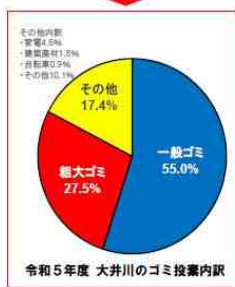
Topic 河川のゴミ対策について啓発活動

大井川には、河川巡視やCCTVで監視しているにも拘わらず、毎年家庭ゴミやバベキューゴミなどの投棄が後を絶たず、処理費用も掛かり対応に苦慮している。

このため静岡河川事務所では、不法投棄の実態を知ってもらい美化意識の向上や不法投棄防止に役立てることを目的とし、「ゴミマップ」を作成し公表して不法投棄防止の啓発に努めている。

令和5年度 大井川ゴミマップ (R5.4～R6.3)

凡例
一般ゴミ 青
粗大ゴミ 赤
その他ゴミ 黄



河川カメラや河川パトロールで
不法投棄を監視しています。

みんなの川を大切にしよう！

不法投棄は犯罪です。

美しい河川を維持するには皆さんの協力が必要です。

大井川ゴミ投棄数
(過去5年間との比較)



国土交通省 静岡河川事務所 管理図 R5.4作成

3-2-4 河川環境の維持管理対策

■ 実施の基本的な考え方

河川環境の維持管理においては、河川における生息・生育・繁殖環境として特に重要となる箇所や河川利用について把握し、その環境保全を目的とした維持管理として、河川環境に支障となる事象が確認された場合は適切な措置を講じる。

■ 取組状況

令和5年度は、自然地の管理や河川利用の支障事象について、堤防や高水敷における樹木伐採や除草を実施した。

表－7 令和5年度における河川環境の維持管理対策実績

対策実施施設・箇所		対策内容	実施した数量	対策時期
自然地の管理	堤防・高水敷	樹木伐採・除草 流木除去	約 1,421,000m ²	R5.4～R6.3



図－10 河川利用に支障となる流木



図－11 左記処理後の状況



図－12 河川利用に支障となる雑木・雑草



図－13 左記処理後の状況

3-3 地域連携等

3-3-1 水防活動等の対策

■ 実施の基本的な考え方

洪水や高潮による出水時の対応のため、所要の資材の確保に努めるとともに、水防管理団体が行う水防活動等との連携に努め、応急復旧時の民間との協力・活動体制を整備する。

■ 取組状況

令和5年度は、水防活動に使用するための資材として、表-8に示す品目・数量を確保した。また、出水時における水位情報について情報提供を実施した。

出水期前の5月17日には大規模出水による被害の発生を想定した『洪水対応演習』を実施し、年度当初の4月21日には『洪水予報連絡会・水防連絡会・災害情報協議会』により関係機関と伝達ルート・手段の確認を行い、災害時の情報を迅速・正確に伝達するための伝達系統・手段・内容等を確認するとともに、6月21日、26日には『重要水防箇所合同巡視』により関係機関に対し重要な水防箇所の事前確認を行い出水に備えた。

表-8 水防資材の確保状況

品目	規格	単位	数 量
根固めブロック	2t	個	367
	3t	個	619
	4t	個	409
	5t	個	2,543
	その他	個	1,918
コルゲート管	直径 1000mm未満	m	4
	直径 1000mm以上	m	230
土のう	土のう袋【25kg】	枚	9,000
	大型土のう袋【1tパック】	枚	420
土砂・碎石		t	2,517
ブルーシート	#2000 3.6m×5.4m	枚	30
	その他	枚	30
オイルフェンス	その他	m	24
吸着マット	シート状(65cm×65cm)	枚	400
	ロール状(65cm×50m)	枚	44
	ロール状(100cm×100m)	枚	32
	その他	枚	22

令和5年8月現在

表－９ 令和５年度における水防等に関する演習等の実施状況

演習名	参加状況	演習内容、日時
洪水予報連絡会 水防連絡会 災害情報協議会	静岡河川事務所 水防団、島田市、藤 枝市、焼津市、吉田 町等自治体等	洪水被害の防止や減災に努めるた め、情報伝達ルート・手段の確認を 行う。 令和５年４月２１日
洪水対応演習	中部地方整備局 静岡河川事務所	洪水を想定した情報伝達系統・手段 ・内容等を確認する。 令和５年５月１７日
重要水防箇所合同巡視	静岡河川事務所 水防団、島田市、藤 枝市、焼津市、吉田 町等	洪水時の水防活動に際し、重要な箇 所を事前に確認する巡視。 令和５年６月２１日、２６日
災害対策車操作訓練	静岡河川事務所	災害時に備え、自治体職員自らが操 作できるよう、災害対策車の操作訓 練を行う。 令和５年１２月２１日 他



図－１４ 洪水予報連絡会の様子



図－１５ 洪水対応演習



図－１６ 重要水防箇所合同巡視の様子



図－１７ 災害対策車操作訓練の様子

3-3-2 水質保全・事故対策

■ 実施の基本的な考え方

清流保全に向け沿川市町が実施する各種施策や市民及び事業者の取組を支援するとともに、水質の保全に努め情報発信を行う。

■ 取組状況

水質事故対策として「安倍川・大井川水系水質汚濁対策連絡協議会」を運営し、的確な事故対策を実施した。

表－10

事故の箇所	発生年月日	事故概要
大井川水系大井川	R5.6.12	実験器具用洗剤を処分していたところ、敷地内排水ピットから排水路を通じて大井川に流出。 原因者が消泡剤により対応。 簡易パックテストを実施するも異常なし。
大井川水系伊太谷川 大津谷川	R5.12.13	島田市御飯屋の都市下水路で油を確認。油は大津谷川の栃山頭首工まで流出し、現地にオイルフェンスを設置し油を回収。 原因不明。
大井川水系大井川	R6.2.28	走行中のバスが、落下物を跳ね上げ燃料タンクを損傷。停車し、様子を確認したところ軽油約 80ℓが近くの側溝を経由し大井川へ流出 吸着マットを設置し、油を回収

3-3-3 地域や市民との連携の推進

社会情勢の変化や地域社会のニーズに対応した河川の維持管理を推進するうえで、地域と国、市民と行政が連携していくことが重要であり、大井川では様々な取組を行っている。

■ 取組状況

表-11

活動名称	活動主体	活動内容	開催状況
しまだ大井川マラソン in リバティ	しまだ大井川マラソンin リバティ実行委員会	大井川多目的河川敷道路の平常時の活用として、年に1回マラソン大会を開催し、大井川に親しんでもらう活動を行っている。静岡河川事務所も実行委員会のメンバーとして活動。	令和5年で15回目を数え、10月29日に約7,800人の参加者により実施。静岡河川事務所の展示ブースを出展。
大井川河川環境保全モニター	1名に委嘱	河川環境について継続的に観察を行い、河川環境の保全と調和、河川管理に関して河川管理者に対して随時助言を行う。	大井川の観測とにぎり、釣果の状況を出水と河床状況から考察頂き、助言を得た。
河川愛護モニター	1名に委嘱	日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報等を事務所に報告する。	毎月一回報告を受けた。



図-18 しまだ大井川マラソン大会風景



図-19 しまだ大井川マラソン
展示ブースの状況

4. 河川整備の取組状況

4-1 治水対策

■ 堤防強化対策

河川堤防は洪水から地域住民の生命・財産を守るうえで非常に重要な施設であり、洪水被害の防止・軽減に向け、堤防の強化を図るため低水護岸工事を実施している。

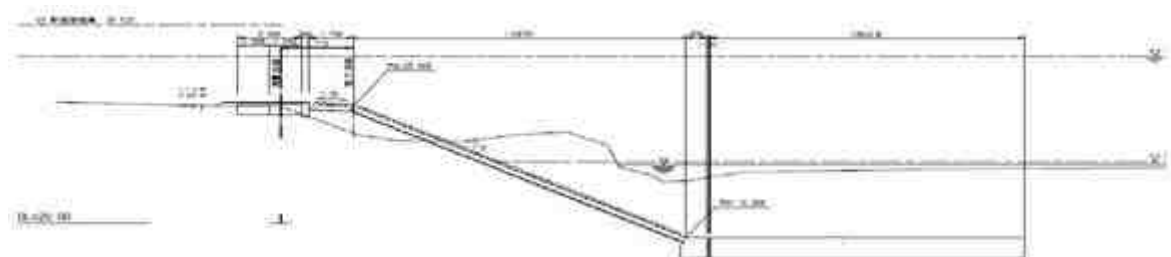


図-20 低水護岸整備断面図



図-21 低水護岸整備施工状況

5. アウトカムレポート

5-1 アウトカム指標

本レポートでは、大井川の維持管理として日常的に取り組んでいる河川巡視・点検等による河川の状態把握や、施設の補修・更新等の維持管理対策の実施状況を報告するだけでなく、実施により得られる成果を「アウトカム指標」として公表する。

アウトカム指標は、河川維持管理の目標（3項目）に対し、実施した管理行為に対して得られた成果を具体的な数値で示すとともに、今後の河川維持管理計画へ適切に反映させ、効果的・効率的な実施に努めることで、より質の高いサイクル型維持管理の実現を目指す。

表－12 大井川水系維持管理アウトカム指標

維持管理目標	アウトカム目標	No.	アウトカム指標
目標 1 洪水高潮等による災害の防止	目標 1-1 堤防の機能維持	指標 1	水位低下対策実施状況
		指標 2	堤防強化対策進捗率
	目標 1-2 河川管理施設の機能確保	指標 3	河川管理施設の稼働状況
目標 2 河川区域等の適正な利用	目標 2-1 迷惑行為抑制	指標 4	迷惑行為数
		指標 5	不法投棄件数
		指標 6	ホームレス数
目標 3 河川環境の整備と保全	目標 3-1 良好な自然環境の保全	指標 7	生物の確認種数
		指標 8	外来植物の状況
	目標 3-2 水質の保全	指標 9	水質の状況

5-2 アウトカム指標実績

表-13 アウトカム指標実績

維持管理目標	アウトカム目標	アウトカム指標	実績値
洪水高潮等による災害の防止	堤防の機能維持	水位低下対策実施状況	河道掘削 36,000m ³
		堤防強化対策進捗率	93%
	河川管理施設の機能確保	河川管理施設稼働状況	0件
河川区域等の適正な利用	迷惑行為抑制	迷惑行為数	0件
		不法投棄件数	109件
		ホームレス数	0人
河川環境の整備と保全	良好な自然環境の保全	生物の確認種	R3 陸上昆虫調査
		外来植物の状況	H30 植生調査
	水質の保全	水質の状況	富士見橋 0.8mg/l
		BOD(生物化学的酸素要求量) 75%	谷口橋 2.6mg/l
			神座 0.5mg/l 以下

目標 1 洪水・高潮等による災害の防止

目標 1-1 堤防の機能維持

指標 1 水位低下対策実施状況

流下能力が低く洪水による災害の危険性が高い地区について、河道掘削や樹木伐採等で河道断面を確保する必要があり、令和5年度に36,000m³の河道掘削を実施している。



河道掘削施工前



河道掘削施工後

図-22 水位低下対策施工状況

目標 1 洪水・高潮等による災害の防止

目標 1-1 堤防の機能維持

指標 2 堤防強化対策進捗率

大井川は河床勾配が急なうえ、網状河川で滞りが安定しないため局所洗堀が発生・移動しやすく、堤防侵食や河岸洗堀対策が必要であり、令和4年度に0.27kmの堤防強化対策を実施している。

その結果、全体計画の進捗率として93%となり、引き続き堤防強化対策を実施し、洪水に強い堤防づくりに取り組んでいく。

【令和5年度までの実績】

$$\begin{aligned}
 \text{進捗率} &= \frac{\text{(対策実施済み区間)}}{\text{(要対策区間)}} \times 100 \\
 &= \frac{7.57 \text{ km}}{8.1 \text{ km}} \times 100 \\
 &= 93\%
 \end{aligned}$$

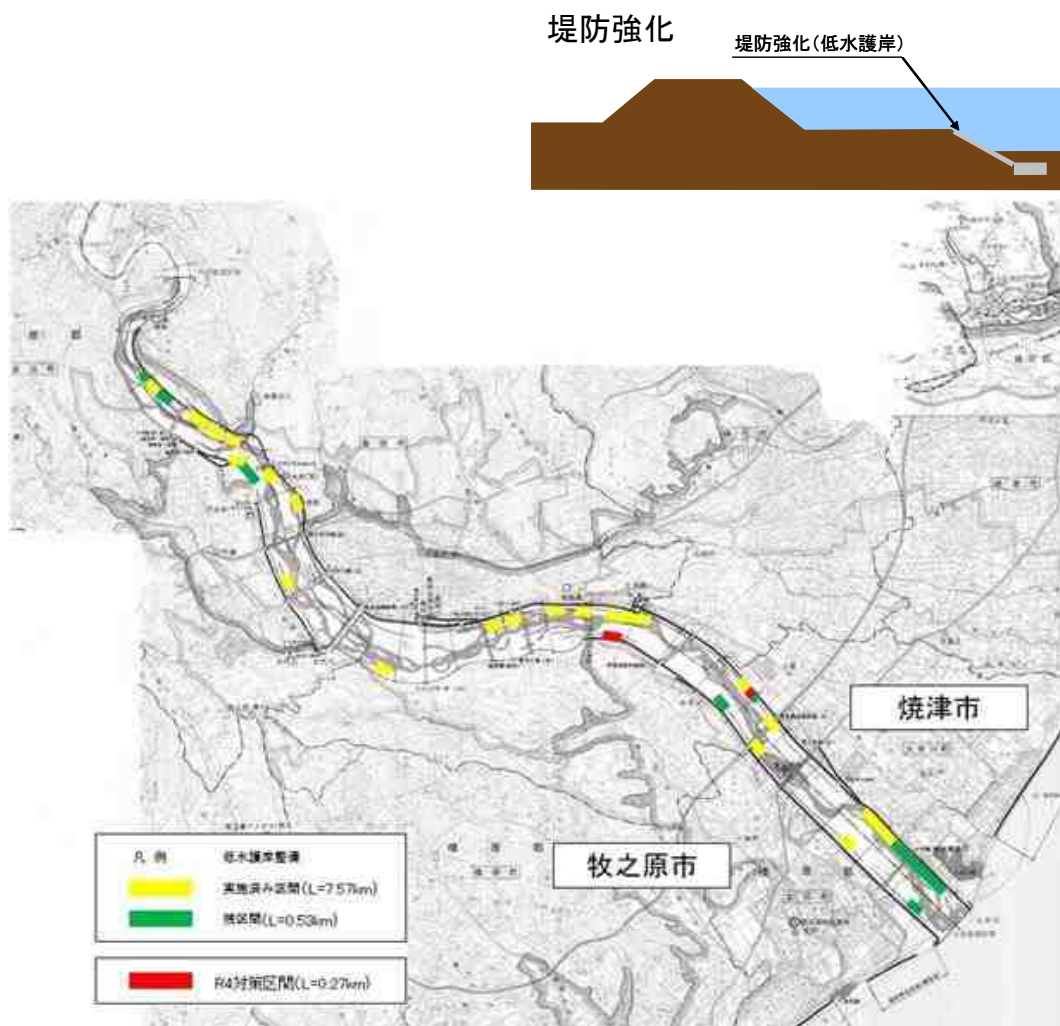


図-23 堤防強化対策実施状況

目標 1-2 河川管理施設の機能確保

指標 3 河川管理施設の稼働状況

河川管理施設として整備された諸施設が適正に稼働し、その機能を発揮できたかを示す指標として、河川管理施設の稼働状況を示す。

令和5年度は、ゲート操作が必要となる洪水がなかったことから、稼働実績がなかった。

表-14 令和5年度における河川管理施設の稼働状況

種別	施設名称	目的	稼働した回数
樋管	西島樋管	洪水時における本川からの逆流防止	0
	下島樋管		0
	横岡排水樋管		0
	横岡第1樋管		0
	横岡第2樋管		0
	新地樋管		0

目標 2 河川区域等の適正な利用

目標 2-1 迷惑行為抑制

指標 4 迷惑行為数

安全・快適な河川敷の利用を妨げる行為については、河川巡視などで発見した場合は指導を行っている。

迷惑行為には口頭による指導のほか、迷惑行為が日常的に行われている箇所については注意看板の設置により注意喚起を行っている。今後も活動の継続を図り、迷惑行為の減少に努める。

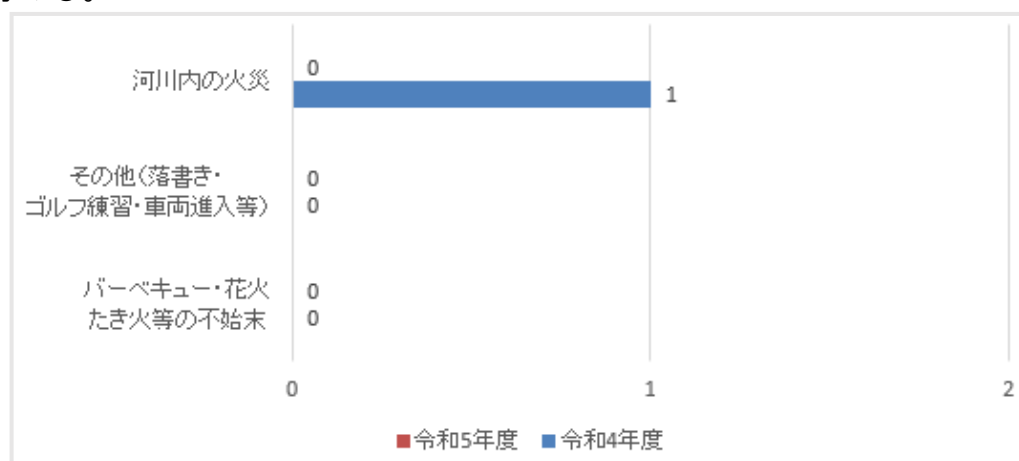


図-24 迷惑行為数

目標 2-1 迷惑行為抑制

指標 5 不法投棄件数

不法投棄されるゴミは、河川利用の安全性などに支障がでるとともに、河川環境にも悪影響を及ぼす。

河川巡視などで発見した不法投棄は速やかに撤去しており、頻繁に投棄される箇所には注意看板による注意喚起を行っている。また年間の投棄箇所や種類についてゴミマップとしてホームページで公表し啓発を図っている。

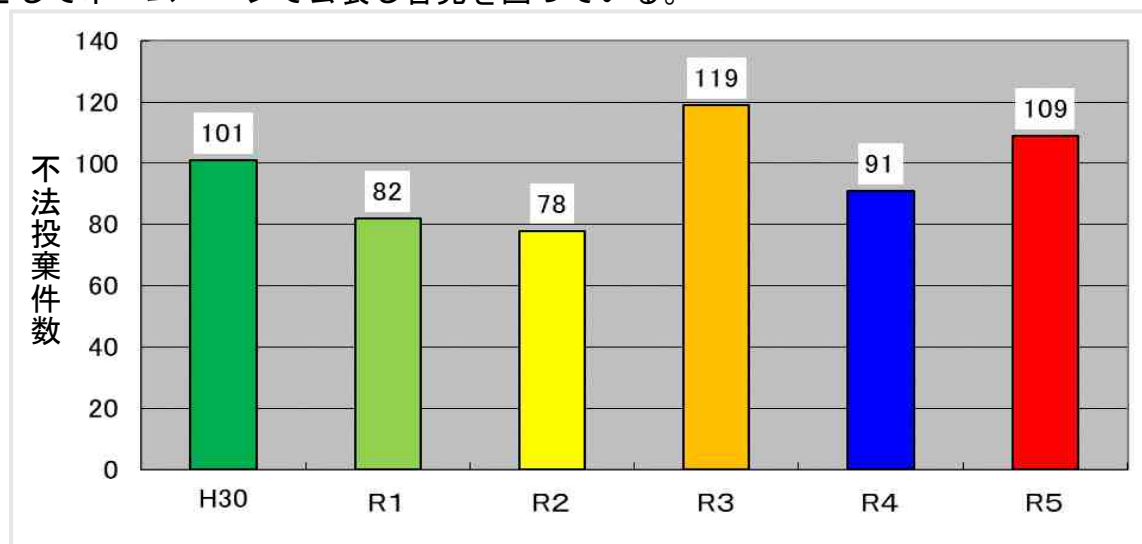


図-25 不法投棄件数

目標 2-1 迷惑行為抑制

指標 6 ホームレス数

過年度の対策の結果、減少傾向が続いており、令和5年度で0名となっている。
 様々な個別事情のホームレスに対し、人権を尊重しながら自立に向けた支援を、今後
 も関係機関と協働していく。



図-26 ホームレス数の経年変化及び巡回回数

目標 3 河川環境の整備と保全

目標 3-1 良好な自然環境の保全

指標 7 生物の確認種数

河川における生物の生息・生育・繁殖環境を把握するため、数年に1度生物類毎に確認調査を行い、生息に適した環境作りに役立てている。

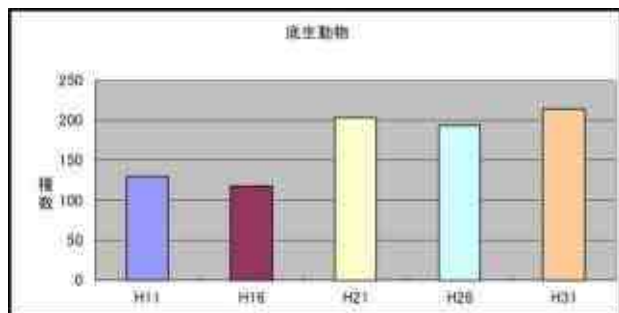


図-27 底生動物の変化

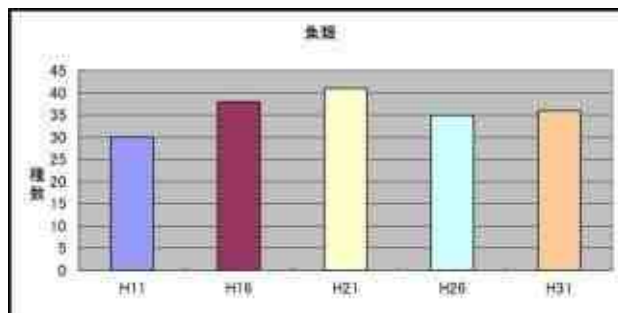


図-28 魚類の変化

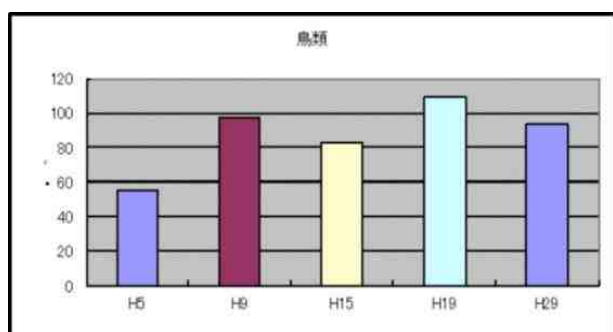


図-29 鳥類の変化

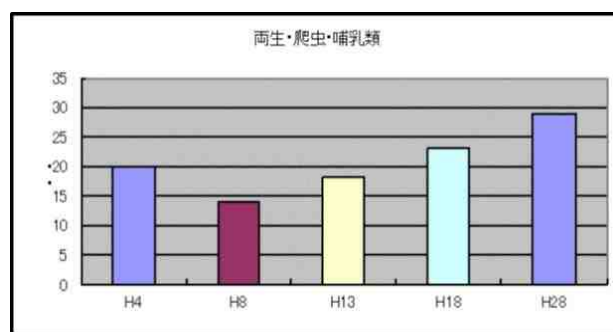


図-30 両生・爬虫・哺乳類の変化

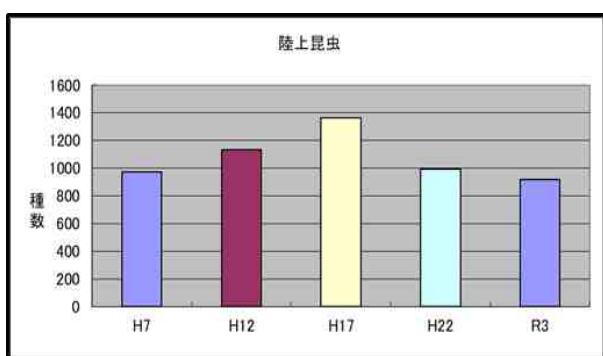


図-31 陸上昆虫の変化

目標 3-1 良好な自然環境の保全

指標 8 外来植物の状況

近年、ナルトサワギクやオオキンケイギク等の外来植物が群生しているのが確認されている。これらが定着した場合、本来的な自生種として位置づけられている河原植物のみならず、その他の在来種の衰退にも繋がり大井川水系全体の自然性の確保が困難になることから、計画的に駆除を行っている。

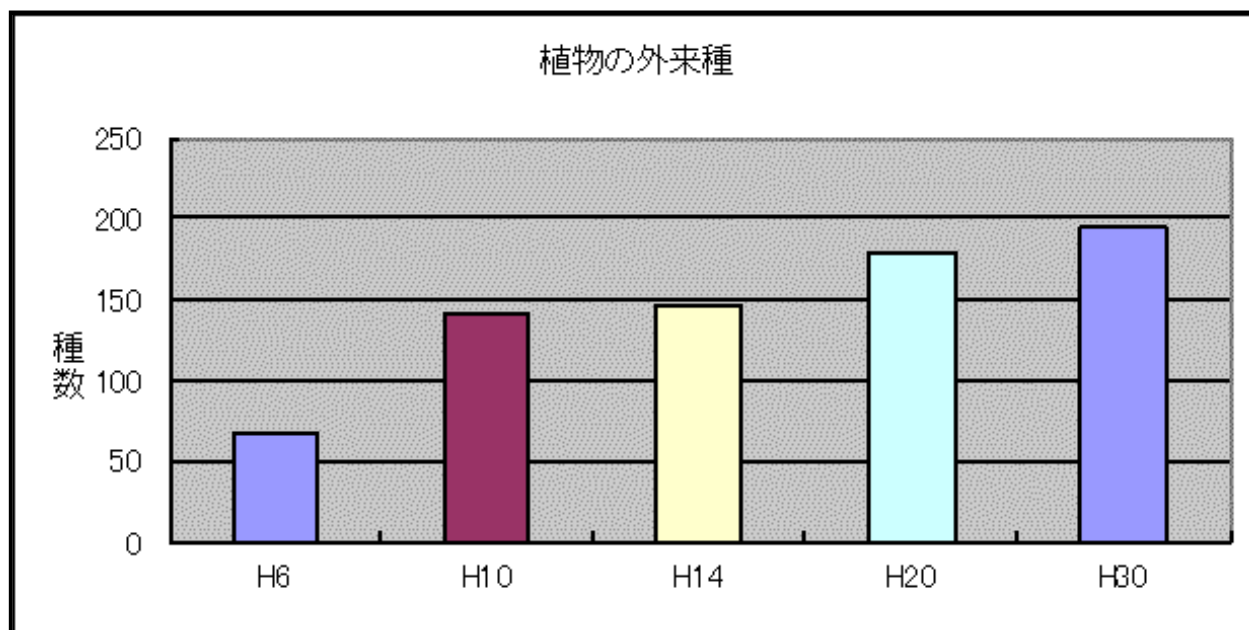


図-32 植物の外来種類の変化



図-33 大井川左岸 20K 付近の
オオキンケイギク



図-34 防除作業

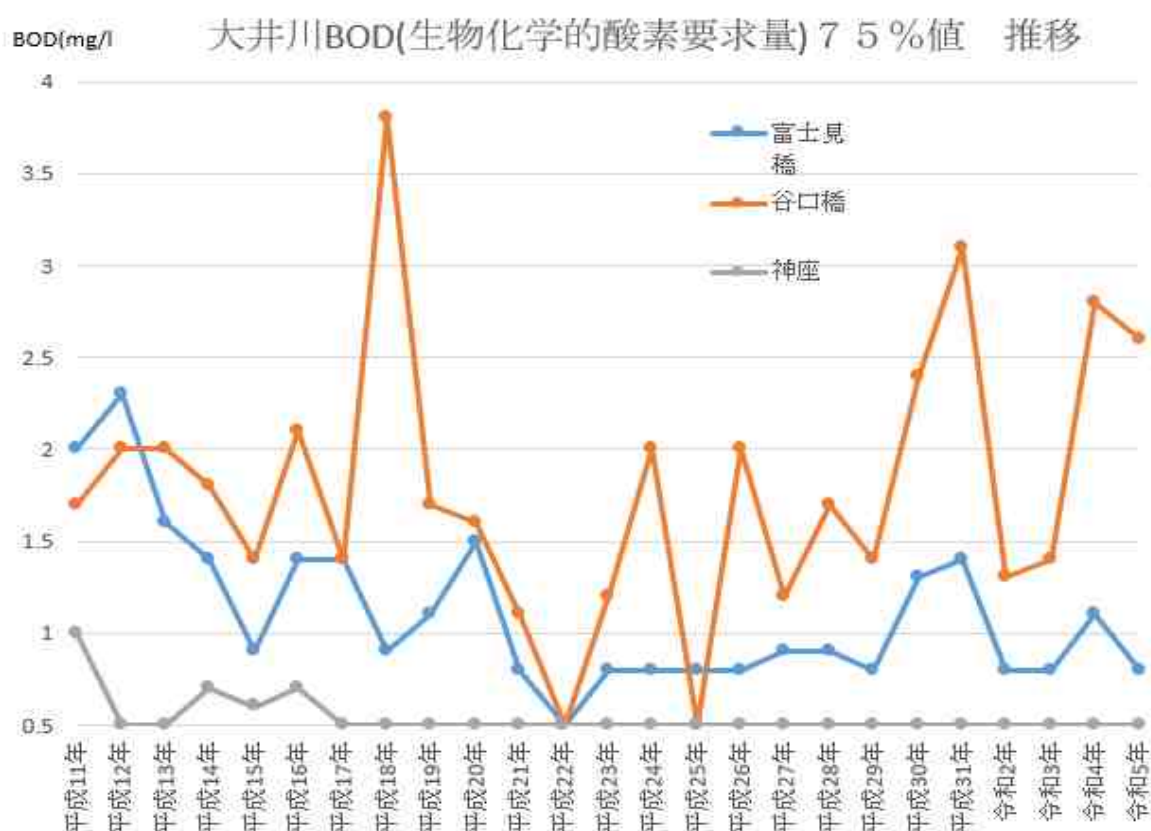
目標 3 河川環境の整備と保全

目標 3-2 水質の保全

指標 9 水質の状況

水質汚濁の程度を示す河川の代表的な指標として、BOD（生物化学的酸素要求量）という指標があり、神座の環境基準値はA A類型（BOD 1 mg/L）、谷口橋・富士見橋はA類型（BOD 2 mg/L）となっている。

近年の傾向として、神座はBODが0.5 mg/L以下となっており、水質に悪化は見られない。令和5年の富士見橋及び谷口橋は、前年に比べ、若干の水質の改善が見られた。



※BODの最小値は0.5 mg/L以下を表している。

BODの測定結果については、一年間で得られた全ての日の平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。

図-35 BODの変化

6. 個別の課題・目標

6-1 課題

○河道の維持管理

大井川は日本屈指の急流河川であるが、上中流域の治水・利水ダムにより土砂流出が減少しているため、河床低下傾向にある河川である。

近年はダムの洪水調節機能により堤防へ影響する洪水流が減少している反面、河床低下による護岸基礎の露出が見られ、洪水規模の割に災害を受けることが多くなっている。また、下流部（太平橋上下流）では河口砂州の影響により土砂が異常堆積し、河口部に流下能力不足の箇所が存在するため、砂州の解消とともに海域への土砂流出及び流下能力不足解消を考慮した対策が必要とされる。

○河道内の砂州と樹木

大井川は洪水毎に滞筋が変化し、上流域からの土砂流出が減少していることから、局所洗掘箇所が多数発生するという特性を持っていること、及び河道内に流下阻害となる砂州・樹木が存在し、洪水がこれらにより向きを変え、堤防に直接当たる流れを生じさせることから、健全な護岸であっても災害が多発している。そのため、通常時の滞筋や砂州・樹木には注意を払い監視するとともに、砂州・樹木は適切な時期に掘削・樹木伐採を行う必要がある。

○河川管理施設の老朽化

河川管理施設である樋管・陸閘・護岸は、その半数以上が施工後30年以上を経過していることから、老朽化や劣化が懸念され、施設点検により機能評価を毎年行っている。

時間経過に応じて耐震対策を含め計画的に補修若しくは改築を行う必要がある。

○河川管理施設等構造令不適合橋梁

河川内の橋梁に対しては、洪水時に河川に悪影響を生じないように、細かな基準が定められた「河川管理施設等構造令」（昭和51年）に準じて計画されなければならないが、これ以前に施工された橋梁は構造令に対し不適合な構造となっており、橋梁架替えを管理者が計画しない限り、現状のまま河川に好ましくない状況が続くこととなる。

また、施工後の河床低下により橋脚部が洗掘され、構造令に不適合となった橋梁については、橋脚保護として護床工を計画するよう指導している。

なお、蓬萊橋（大井川12.5km付近）については、歴史的、文化的価値、地元の観光資源としての意味合いがあるため、構造令に適合していない部分が多いが、除外されている。

河川区域等の適正な利用

○官民境界杭の明確化

河川区域の土地の維持管理を適正に行う前提として、官官又は官民境の用地境界等を明確にしておく必要があるが、大井川水系には境界が明確になっていない箇所が全

体の１３％存在する。

○廃川処理

治水上・利水上・環境上の観点から、河川区域の土地として不要であると判断した場合には廃川処理を行う必要があり、この時土地全体を一括処理することが原則となっている。

島田市横井地区の廃川予定区域のうち、住居地区については廃川処分手続きを平成２７年４月に完了した。残る区域については、防災拠点整備計画の確定後、島田市の土地計画を踏まえながら、東海財務局静岡財務事務所とも調整を図り、廃川処理を進めていく。

○ホームレス対策

ホームレス対策としては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき静岡県・地元自治体の実施計画等を策定し対策を行うものである。具体的な対策としては県・市・施設管理者が連携し、人権を擁護しながら自立してもらうよう、就業機会の確保や居住場所の確保等を行っている。

令和５年度末現在、ホームレスは確認されていない。

○不法行為（投棄・占用・採取等）対策

・不法投棄

大井川には、家庭ゴミや電化製品・自転車・オートバイ等様々なものが多量に不法投棄され、河川環境を悪化させるとともに回収費もかかるため、投棄実績が多い場所への警告看板設置、防災カメラによる監視、夜間・休日に巡視を行い取り締まりを行っているが、なかなか効果が見られない。

因みに、不法投棄は「５年以下の懲役若しくは１，０００万円以下の罰金又はこれの併科」という刑罰に処される。

・不法占用・不法取水・不法工作物設置・不法掘削等

河川区域を河川管理者に無断で使用・占用・取水・工作物設置・掘削等をする行為として、行為者が特定された場合は口頭で速やかな除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板により対処しているが、不法行為は多岐にわたり後を絶たない。

・不法な砂利採取

無断採取で悪質なものについては必要に応じ刑事告発も視野に入れる。

○河川利用について

大井川は、水遊びや魚釣りに多数の利用者があるほか、高水敷を運動場や公園等に広く利用されている。

河川利用が盛んになる一方、全国的に河川での水難事故が多発したため、「安全な河川敷地利用協議会」を設立し、水難事故防止の取組を行っていたが、静岡河川事務所管内の安倍川支川藁科川において平成１８年に死亡事故が発生した。

さらなる対策が求められるなか、当事務所は平成２０年から夏休み期間中に河川利用者に対しパンフレットを手渡し、水位情報の収集方法や事故防止に関する注意喚起活動を促す啓発活動を行っている。

6-2 目標

■ 目標設定の考え方

概ね３年以内に達成する目標として設定する。

- 河道内の砂州と樹木
砂州・樹木管理計画の策定
計画に基づく維持管理
- 河川管理施設の老朽化
老朽化・劣化度の調査・判定
- 官民境界杭の明確化
- ホームレス対策
- 不法行為（行為・占用・投棄）対策
- その他敷地・空間管理に関する事項